



伊東市

Ito City

おくやみ ハンドブック

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

伊東市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない市役所を中心とした諸手続について、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

伊東市役所 ☎ 0557-32-1351

もくじ

おくやみ窓口について	P.2
身近な人が亡くなられた後の手続などの一般的な流れ（目安）	P.3
死亡に伴う各種手続チェックリスト	P.4
住民登録に関する手続	P.6
保険に関する手続	P.7
年金に関する手続	P.10
税金に関する手続	P.11
介護保険に関する手続	P.14
福祉（障がい）に関する手続	P.16
子どもに関する手続	P.23
上下水道に関する手続	P.26
その他の手続	P.28
亡くなられた方が会社員であった場合	P.31
亡くなられた方が個人事業主であった場合	P.32
改葬・墓じまいの手続について	P.32
少し落ち着いてから行う市役所外での手続チェックリスト	P.33
相続に関する手続チェックリスト	P.35
家系図	P.37
故人の財産について	P.38
法定相続情報証明制度について	P.39

おくやみ窓口について

伊東市では、大切な家族を亡くされたご遺族の不安な思いに寄り添い、手続の負担を少しでも軽減するため、亡くなられた後の市役所内の各種手続のお手伝いやご案内をするおくやみ窓口を開設しています。

※ご利用いただける方は、死亡時に伊東市に住民登録されていた方のご遺族です。

※手続内容によっては、すべての手続が一度で終わらない場合や各課の窓口をご案内する場合がありますが、できる限りご負担が少なくなるようお手伝いいたします。

※おくやみ窓口をご利用にならず、おくやみハンドブックを参考に、関係部署で直接手続を行うこともできます。

予約方法について

おくやみ窓口の利用には予約が必要です。WEB または電話で予約を行ってください。

※死亡の届出をされてから、戸籍や住民票に反映されるまでにお日にちがかかります。ご予約は、死亡届のご提出後、2週間程度経過した後に行ってください。

※予約可能日は、申込日から4開庁日以降の平日です。

※予約可能時間は、午前10時と午後2時です。

● WEB 予約

おくやみ窓口の利用予約について、下記の申込フォームから24時間（システムメンテナンス時を除く。）行うことができます。

伊東市おくやみ窓口利用予約フォーム

【URL】

<https://logoform.jp/form/zH8x/856209>



●電話予約

おくやみ窓口専用ダイヤル：0557-52-3655

受付時間：午前9時から午後4時30分まで ※土日祝日及び年末年始は除く。

身近な人が亡くなられた後の手続などの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none">○葬儀・法要の連絡・調整○通夜・葬儀・告別式○初七日○四十九日○納骨	<ul style="list-style-type: none">○死亡届など○健康保険・世帯主変更○年金関係の手続○公共料金などの手続 (33 ページ参照)○遺言書の調査・遺言書の検認○相続人の調査・確定○相続財産の調査○相続放棄・限定承認	<ul style="list-style-type: none">○所得税の準確定申告 (36 ページ参照)
4か月以内			
10か月以内		<ul style="list-style-type: none">○遺産分割協議 (35 ページ参照)○払戻・解約・名義変更など	<ul style="list-style-type: none">○相続税の申告・納付 (36 ページ参照)○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none">○一周忌	<ul style="list-style-type: none">○遺留分侵害額請求	

伊東市で必要な手続については6ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.6
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.7
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	年金に加入又は受給していた	P.10
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.11
	<input type="checkbox"/>	市税を口座振替により納付していた	
	<input type="checkbox"/>	固定資産 (所有権移転登記が済んでいない) を持っていた	P.12
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車 (125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.13
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上又は介護認定を受けていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	介護保険料が発生していた	P.15
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた【保護者が亡くなられた場合】	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた【児童が亡くなられた場合】	P.18
	<input type="checkbox"/>	在宅重度障害者等福祉サービス支援金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた (扶養年金) 【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた (扶養年金) 【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】	P.20
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた (扶養年金) 【年金を受給していた方が亡くなられた場合】	

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	重度障害者(児) 医療費の助成を受けていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	伊東市タクシー助成券を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給者証を交付されていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	P.25
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
	<input type="checkbox"/>	水洗便所改造等資金貸付金を償還中であった	P.27
	<input type="checkbox"/>	都市下水路占用について	
その他	<input type="checkbox"/>	農地の相続について	P.28
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	道路占用(市道・○○地内道路)について	P.29
	<input type="checkbox"/>	河川占用(準用河川・普通河川・○○地内水路)について	
	<input type="checkbox"/>	伊東図書館利用者カードについて	P.30
	<input type="checkbox"/>	犬の所有者について	

1. 住民登録に関する手続

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証の返却又は破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は亡くなられた日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却又は破棄してください。	なし
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課市民係 ☎ 0557-32-1351

MEMO

2. 保険に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続 ① 資格確認書等の返却

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書（又は資格情報のお知らせ）を回収しています。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書（又は資格情報のお知らせ）	どなたでも可
	問合せ先
	保険年金課国民健康保険係 ☎ 0557-32-1622

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者であった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合から支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳	葬祭執行者（喪主）
<input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	問合せ先 保険年金課国民健康保険係 ☎ 0557-32-1621

手続 ③ 高額療養費の申請

手続詳細	期 限
世帯主が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申請ができます。	診療月の翌月1日から2年間
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑	相続人代表者
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の預金通帳など	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本（コピー可）	保険年金課国民健康保険係 ☎ 0557-32-1621
<input type="checkbox"/> 相続人であることを確認できる書類	

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ① 資格確認書の返却

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 0557-32-1624

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費（50,000円）が支給されます。なお、火葬のみの場合は、支給の対象にならないことがあります。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 0557-32-1624

MEMO

2. 保険に関する手続

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 (3) 高額療養費の申請及び相続人代表者に関する届の提出

手続詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前に亡くなり、支給ができなかった場合に、相続人代表者に支給されます。	診療月の翌月1日又は伊東市から申請書が到達された日の翌日から2年間
(1)以前に高額療養費が支給されたことがある場合 『相続人代表者に関する届』を提出してください。該当になり次第、相続人代表者に支給されます。	手続可能な人 相続人代表者
(2)高額療養費が支給されたことがない場合 該当になった場合に、『高額療養費支給申請書』及び『相続人代表者に関する届』を送付しますので、記入の上、提出してください。	
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者が法定相続人以外の場合は、遺言書の写しなど	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 0557-32-1624

手続 (4) 亡くなられた方に関する通知の送付先について

手続詳細	期 限
亡くなられた方に関する通知（後期高齢者医療保険料の精算など）は、『相続人代表者に関する届』を提出いただいた相続人代表者に送付します。 『相続人代表者に関する届』の提出前又は提出がない場合は、原則、死亡届の届出人に送付します。別の方への送付を希望される場合は、保険年金課にご連絡ください。	一
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 手続をする方の身分証明書	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 0557-32-1624

MEMO

3. 年金に関する手続

年金に加入又は受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況により異なるため、手続や必要な書類については、加入先へお問合せください。	できるだけ速やかに
必要なもの	問合せ先
お問合せにより加入先からご案内されます。	生計を同じくしていた遺族など ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166 各共済組合 ☎ 各組合へ 企業年金連合会 ☎ 0570-02-2666 保険年金課年金係 ☎ 0557-32-1625

MEMO

4. 税金に関する手続

市税の納付が済んでいない

手続 未納の市税の納付

手続詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。 亡くなられた方の市税の納税通知書が既に届いており納付が済んでいない場合は、納税通知書に添付されている納付書により納付してください。 亡くなられた方の市税の納税通知書が未送付の場合は、相続人の代表者へ納税通知書を送付させていただくこととなりますので、送付を受けた後、納税通知書に添付されている納付書により納付してください。	納税通知書及び納付書に記載の納期限まで
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 納付書（払込取扱票）	収納課収納係 ☎ 0557-32-1291

市税を口座振替により納付していた

手続 口座振替廃止の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払込）制度を利用されていた、又は口座名義人になっていた場合は、窓口又は郵送にて口座振替廃止の手続をしてください。	できるだけ速やかに
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書（廃止届）又は 自動払込利用廃止届書（ゆうちょ銀行用） <input type="checkbox"/> 口座届出印（※原則口座届出印ですが、ご用意ができない場合は認印）	収納課管理係 ☎ 0557-32-1295

MEMO

固定資産（所有権移転登記が済んでいない）を持っていた

手続 固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届の提出

手続詳細	期 限
<p>亡くなられた方が所有されていた固定資産（土地・家屋）は、相続登記が完了するまでの間、相続人全員の共有財産として扱われます。固定資産の現所有者を申告していただき、翌年度からの固定資産税・都市計画税の納税通知書などを、現所有者申告者（相続人代表者）に送付させていただきます。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方又は亡くなられた年内に相続登記予定の方は、届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続をお願いします。</p> <p>亡くなられた方の納付方法が口座振替で、引き続き口座振替を希望される場合は、新たに口座振替の手続をしていただく必要があります。</p>	相続が発生した年内
必要なもの	問合せ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど</p>	<p>課税課資産税係 ☎ 0557-32-1275 (土地) ☎ 0557-32-1276 (家屋)</p> <p>管轄の法務局 法務局熱海出張所 ☎ 0557-81-2586</p>

MEMO

4. 税金に関する手続

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続① 廃車の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続をしてください。	亡くなられた日から30日以内
手続可能な人	
①相続人 ②相続人と同居の親族 ③その他 ※③の方が手続される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。	
問合せ先	
課税課市民税係 ☎ 0557-32-1274	

手続② 相続人への名義変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続をしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問合せください。	亡くなられた日から15日以内
手続可能な人	
①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他 ※③の方が手続される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。	
問合せ先	
課税課市民税係 ☎ 0557-32-1274	

5. 介護保険に関する手続

65歳以上又は介護認定を受けていた

手続 ① 証書の返却又は破棄

手続詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却又は破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は、返却又は破棄してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	どなたでも可
	問合せ先
	高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0557-32-1563

手続 ② 高額介護サービス費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が高額介護サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申請ができます。	サービスを利用した翌月の1日又は伊東市から申請書が到達された日の翌日から2年間
(1) 以前に高額介護サービス費が支給されたことがある場合 『口座変更申請書』を提出してください。 (2) 以前に高額介護サービス費が支給されたことがない場合 該当になった場合に『介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書』を送付しますので、記入の上、提出してください。	手続可能な人 相続人代表者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの） <input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人代表者のもの）	高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0557-32-1563

MEMO

5. 介護保険に関する手続

介護保険料が発生していた

手続 相続人による精算手続又は還付手続

手続詳細	期 限
後日、届出人等（届出人が相続人でない場合は市で把握した相続人）のご住所に保険料又は還付に関するお手紙を送付する場合があります。お手紙が届いた際には、ご対応をお願いいたします。	翌月から半年を目安にお手紙を送りますが、個々の状況により異なります。
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 高齢者福祉課から送られてきた介護保険料に関するお手紙	相続人
	問合せ先
	高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0557-32-1564

MEMO

6. 福祉(障がい)に関する手続

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちであった場合、亡くなれた日をもって喪失となりますので返却してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 又は療育手帳	どなたでも可
	問合せ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

障害児福祉手当を受給していた

手続

障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当があれば請求の手続が必要です。	亡くなられた日から 14日以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払分がある場合は、同一世帯の親族の振込口座のわかるもの	同一世帯の親族 問合せ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

MEMO

6. 福祉(障がい)に関する手続

特別障害者手当を受給していた

手続

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当がある場合は、請求の手続が必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続可能な人
	同一世帯の親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払分がある場合は、同一世帯の親族の振込口座のわかるもの	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未払分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	亡くなられた日から 14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し又は戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 印鑑	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなられた場合】

手続

特別児童扶養手当資格喪失届(又は額改定届)の提出
(未払分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続が必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

在宅重度障害者等福祉サービス支援金を受給していた

手続

在宅重度障害者等福祉サービス支援金受給資格喪失届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が在宅重度障害者等福祉サービス支援金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の支援金がある場合は、請求の手続が必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続可能な人
	同一世帯の親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払分がある場合は同一世帯の親族の振込口座のわかるもの	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

MEMO

6. 福祉(障がい)に関する手続

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続 **自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返還**

手続詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちであった場合、亡くなられた日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却してください。	手続可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	問合せ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続 **死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出**

手続詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続が必要です。	掛金を支払っていた方が 亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続可能な人 年金を受給する方又は 扶養年金管理者
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書の写し(原本証明が必要) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書 <input type="checkbox"/> 口数追加証書	問合せ先 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が扶養年金を受給予定であった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当がある場合は、請求の手続が必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	年金加入者又は扶養年金管理者

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が扶養年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当がある場合は、請求の手続が必要です。	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票	指定相続人

6. 福祉（障がい）に関する手続

重度障害者（児）医療費の助成を受けていた

手続

重度障害者（児）医療費助成金受給者証の返却及び 資格喪失届、口座変更の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者（児）医療費助成金を受給していた場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失となります。	亡くなられた日から 14日以内
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者（児）医療費助成金受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

伊東市タクシー助成券を利用していた

手続

伊東市タクシー券の喪失届と未使用分のタクシー助成券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が伊東市タクシー助成券を利用していた場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の伊東市タクシー助成券があれば返却となります。	なし
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の伊東市タクシー助成券	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533

児童通所施設を利用していた

手続 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更又は返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、亡くなられた日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証を返却してください。	なし
手続可能な人	どなたでも可
問合せ先	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533
必要なもの	<input type="checkbox"/> 通所受給者証

障害福祉サービスを利用していた

手続 障害福祉サービス受給者証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、亡くなられた日をもって使用不可となります。障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
手続可能な人	どなたでも可
問合せ先	社会福祉課障がい福祉係 ☎ 0557-32-1533
必要なもの	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証

MEMO

7. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

手続 未支払児童手当の請求、受給者変更の手続

手続詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払の児童手当請求手続及び受給者の変更手続が必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続可能な人
<p>【今後児童を監護する方】</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険証</p> <p><input type="checkbox"/> 金融機関の通帳又はキャッシュカード</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p>【児童手当対象児童】</p> <p><input type="checkbox"/> 児童名義の通帳又はキャッシュカード</p>	<p>受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方</p> <p>問合せ先</p> <p>子育て支援課子育て支援係 ☎ 0557-32-1581</p>

児童扶養手当を受給していた

手続 受給者死亡届(未支払手当請求書)を提出

手続詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支給されます。未払の手当がある場合は、別途手続が必要ですので、ご相談ください。	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	手続可能な人
<p><input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の振込口座のわかるもの(未支払の手当がある場合)</p>	<p>親族</p> <p>問合せ先</p> <p>子育て支援課子育て支援係 ☎ 0557-32-1581</p>

子ども医療費助成受給者証を交付されていた

手続 受給者証の返却

手続詳細	期 限
子ども医療費助成受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は亡くなられた日をもって失効となりますので、返却又は破棄してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成受給者証	保護者
	問合せ先
	子育て支援課子育て支援係 ☎ 0557-32-1581

ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

手続 受給者証の返却、喪失届又は変更届提出の手続

手続詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給者証は亡くなられた日をもって失効となりますので、返却又は破棄してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成受給者証	【児童が亡くなられた場合】 保護者
<input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類	【保護者が亡くなられた場合】 親族
	問合せ先
	子育て支援課子育て支援係 ☎ 0557-32-1581

MEMO

7. 子どもに関する手続

養育医療券を交付されていた

手続 医療券の返却手続

手続詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は亡くなられた日をもって失効となりますので、返却又は破棄してください。	なし
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券	保護者
<input type="checkbox"/> 手続を行う方の本人確認書類	問合せ先
	子育て支援課母子保健係 ☎ 0557-32-1582

MEMO

8. 上下水道に関する手続

上下水道を使用していた

手続 水道所有者又は上下水道使用者に関する変更手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が水道所有者又は上下水道使用者の場合、名義の変更若しくは閉栓の手続が必要となります。 なお、営業時間は平日の午前8時30分から午後5時30分、土・日・祝休日・年末年始は休業となります。 ※電話手続可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	手続可能な人 親族又は同居者 (上記以外の方はご相談ください。)
所有者又は使用者の確認や、手続の内容により申請書、添付書類等が異なりますので、来庁前に問合せ先までお電話ください。	問合せ先 水道料金事務センター ☎ 0557-32-1853

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続 受益者変更届の提出

手続詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、下水道受益者変更申告書により受益者の変更の手続をお願いします。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ変更申告書をお送りします。	受益者の変更があった日から14日以内 手続可能な人 親族又は同居者
必要なもの	問合せ先
□ 印鑑	下水道課経理係 ☎ 0557-32-1821

MEMO

8. 上下水道に関する手続

水洗便所改造等資金貸付金を償還中であった

手続 債務引受書等の提出

手続詳細	期 限
水洗便所改造等資金貸付金償還金の支払者が亡くなられた場合は、債務引受書の提出をお願いします。 また、法定相続人が複数人要る場合は、債務引受者が債務を引き受けることに関する他の法定相続人の同意書を併せて提出してください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続可能な人
【債務引受書】 <input type="checkbox"/> 債務引受者の署名又は記名、押印欄あり。	親族又は同居者
【同意書】 <input type="checkbox"/> 他の法定相続人の署名又は記名、押印欄あり。	問合せ先 下水道課経理係 ☎ 0557-32-1821

都市下水路占用について

手続 名義変更又は廃止手続

手続詳細	期 限
死亡に伴う名義変更をする場合には、「地位承継届」を、占用を廃止する場合には「廃止届」を提出する必要があります。	死亡してから 14 日以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑	親族又は同居者 問合せ先 下水道課経理係 ☎ 0557-32-1821

MEMO

9. その他の手続

農地の相続について

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
農地の権利を相続などによって取得したときは、その旨の届出が必要です。	農地の権利を取得したこと を知った時点からおおむね 10か月以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 相続登記の書類一式（登記完了証など）又は相続登記後に取得した登記事項証明書	農地の権利を相続などによって取得された方

農業者年金を受給していた

手続 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、ご遺族の方は市内のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	亡くなられた日から 10日間以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の亡くなられた日が確認できる住民票の写し又は除籍抄本あるいは亡くなられた日を明らかにできる証明書	遺族

MEMO

9. その他の手続

道路占用 (市道・〇〇地内道路) について

手続 名義変更又は廃止 (返地) 手続

手続詳細	期 限
名義変更する場合には、『道路占用の権利及び義務継承届』、占用を廃止 (返地) する場合には、『返地届』を提出する必要があります。	名義変更する場合は1か月以内、占用を廃止した場合は10日以内
手続可能な人	親族
必要なもの	問合せ先
<p>【道路占用の権利及び義務承継届】</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (コピー可)、登記事項証明書その他占用者の相続人であることを証明する書類</p> <p>【返地届】</p> <p><input type="checkbox"/> 占用物件を撤去したことが確認できる写真など</p>	<p>建設課建設総務係</p> <p>☎ 0557-32-1751</p>

河川占用 (準用河川・普通河川・〇〇地内水路) について

手続 名義変更又は廃止手続

手続詳細	期 限
名義変更する場合には『地位承継承認申請書』、占用を廃止する場合には『行為廃止届』を提出する必要があります。	準用河川及び普通河川については、死亡してから14日以内
手続可能な人	親族
<p>【地位承継承認申請書】</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (コピー可)、登記事項証明書又はその他占用者の相続人であることを証明する書類</p> <p>【行為廃止届】</p> <p><input type="checkbox"/> 占用物件を撤去したことが確認できる写真など</p>	<p>問合せ先</p> <p>建設課建設総務係</p> <p>☎ 0557-32-1751</p>

伊東図書館利用者カードについて

手続 利用者カードの返却、貸出中の本の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が伊東図書館利用者カードをお持ちの場合、伊東図書館へご返却ください。また、貸出中の本をお持ちの場合、伊東図書館へご返却ください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の図書館利用者カード <input type="checkbox"/> 貸出中の本	伊東市立伊東図書館 ☎ 0557-36-7433

犬の所有者について

手続 犬の所有者・所在地変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方が犬の所有者である場合、犬の所有者変更及び所在地変更をする必要があります。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	新たに飼い主になる方
必要なもの	問合せ先
愛犬カード、犬鑑札	環境課環境政策係 ☎ 0557-32-1374

..... MEMO

亡くなられた方が会社員であった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続があります。一般的な手続について記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却	速やかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者であった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票の写し、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主であった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。 熱海税務署 ☎ 0557-81-3515
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続について

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

- ・受入証明書
- ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受取

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続です。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問合せ先

市民課市民係

☎ 0557-32-1351

少し落ち着いてから行う市役所外での手続チェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続	伊東警察署 ☎ 0557-38-0110 東部運転免許センター ☎ 055-921-2000
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 熱海税務署 ☎ 0557-81-3515
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者 移転(相続)登記など	静岡地方法務局 熱海出張所 ☎ 0557-81-2586
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		NHK ☎ 0120-15-1515

※手続に必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問合せいただいてから、市役所にお越しいただくと手續が進めやすくなります。

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

広告掲載事業者

相続に関する手続チェックリスト

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です。」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から亡くなられた日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）

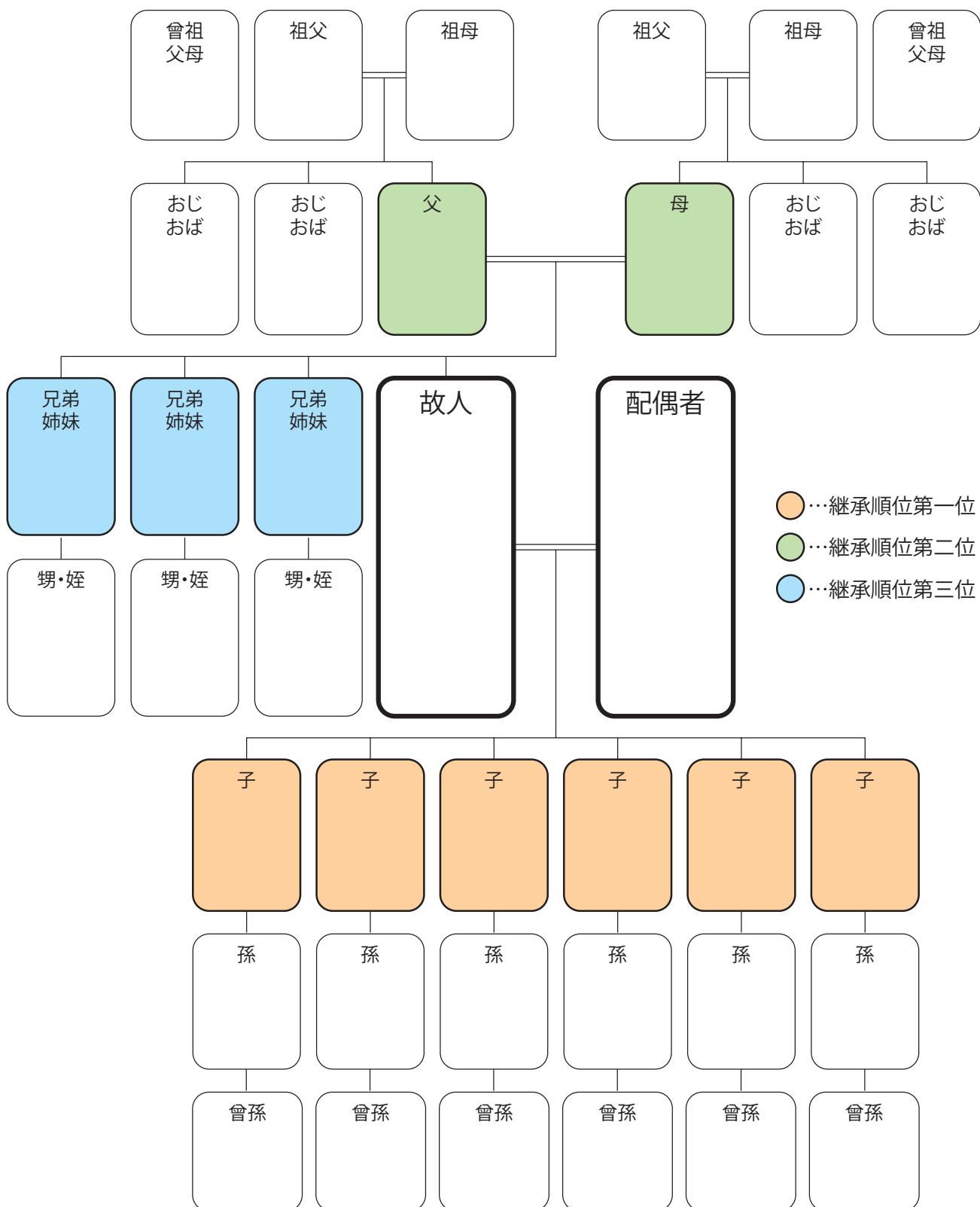
チェックリスト

各種手続

市役所外の主要な手続

相続について

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

法定相続情報証明制度について

あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

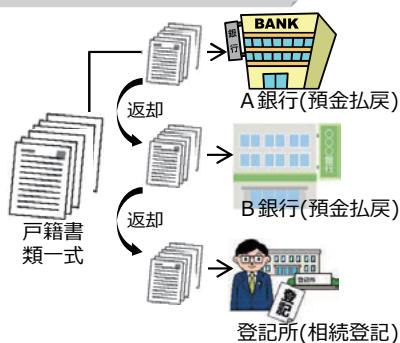


相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）をはじめとする各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

●本制度を利用しない場合



●本制度を利用した場合



ポイント！

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに！

令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続では、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報
一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・
登記所へ申出法定相続情報一覧図
の写しの交付

戸除籍謄本等の束の代わりとして
各種相続手続へお使いください。

令和6年4月1日から申請義務化！
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。



(令和6年4月1日改訂)

誰に相談すればよいかわからない とお悩みではありませんか？

手続きの交通整理と、相続手続きに必要な書類の作成は、
行政書士の得意分野です。どうぞご相談ください。

実際に
相続手続きを
するための
準備

&

相 繼
の手続き



必要書類がよくわからない。

*相続手続きは百人百様、集める書類と作成する書類をご説明いたします。

戸籍の広域交付や法定相続情報が便利らしいけど？

*制度や利用方法をご案内いたします。



頼んだときにいくらかかるか
わからなくて不安

*料金表を用意しています。
事前のお見積りもお出しできます。

遺産分割の方法は？

遺言書をみつけたけど有効？
相続人が誰だかわからない...etc.

まずはお困りごとやお悩みをお聞かせください。(初回ご相談無料)
ご相談は事前予約制です。土日・休日、夜間も対応しています。

業務内容：法定相続情報、遺産分割協議書、相続関係説明図等の作成、これらの作成に必要な相続人調査(戸籍等の収集)・相続財産調査。預貯金や有価証券の解約・換金・名義変更の手続きなど。

*行政書士が扱えない不動産登記、相続税申告、相続放棄、未登録建物の登記などは、それぞれ司法書士、税理士、弁護士、土地家屋調査士等の専門家をご紹介できます。

相続手続き・遺言相談
とこう行政書士事務所

静岡県行政書士会所属 特定行政書士 都甲豊子

☎ 0557-48-7578

土日・祝日等の事務所不在時も転送で対応可能
〒414-0027 伊東市竹の内2丁目3番26号 伊東商工会議所向かい



不動産の売却 承ります

相談無料

査定無料

秘密厳守

お困りでは
ありませんか？

実家を処分したい

使っていない
土地・空家を
売りたい

売却して
即現金化したい

相続不動産を
処分したい

不動産買取のご相談、お問い合わせもお気軽にどうぞ



株式会社 田舎屋

【営業時間】9:00～17:00 【定休日】日曜日・祝日 静岡県知事免許 (12) 4547号
伊東市富戸 1309 番地の21(2階) (国道135号沿 石井石材様隣り)
FAX: 0557-51-5287 mail@izu-inakaya.jp 代表取締役: 松林立士

お気軽に
お問い合わせください

0557-51-5277

宗教・宗派不問

公益財団法人
熱海日金山靈園

富士を背にし、十国峠の東斜面に広がる
壮大な眺望に優れ、陽は園内を明るく照らす。

天空の聖園

TENKUNO_SEIEN



公益財団法人
熱海日金山靈園

〒413-0002 静岡県熱海市伊豆山1146-4 TEL.0557-82-4100(水曜定休)

【靈園概要】事業主体:公益財団法人 热海日金山靈園[热海市と伊豆箱根鉄道(株)の出捐により設立]経営許可番号(衛第5の1の11) / 総面積:53,464m² / 墓所面積:10,978m² / 総区画数:2,666区画販売区画:100区画 / 施設:管理事務所・休憩所・駐車場(100台)・東屋・屋外トイレ・他

熱海からお車で約20分
三島からお車で約36分 小田原からお車で約38分

ご見学をご希望の方へ
ご予約いただければ…
最寄駅から
無料送迎いたします。

JR 函南駅 JR 来宮駅 JR 热海駅

函南駅・来宮駅・热海駅のいずれの駅より無料で送迎いたします。ご希望の方は、希望日の1ヶ月前から前日の午後4時までにお電話いただき、ご予約をお願いします。その際に、指定駅の待合せ時間・場所、待合せ方法など詳細をお伝えいたします。皆様のお越しを心よりお待ちしております。



0557-82-4100 お電話受付…午前9時～午後4時 水曜定休

毎月第二日曜
墓所ご見学・墓参拝者用
無料送迎バス運行中

三島田町駅 9:45発 → 大場駅 10:00発 → 当霊園 10:20発 → 热海駅

熱海日金山靈園石材センター

受付時間:午前9時～午後4時 水曜定休
お問合せ・資料のご請求は…

0557-82-3335

チエックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

広告掲載事業者

相続手続きのことなら

司法書士 山田康太法務事務所にご相談ください。
行政書士

伊東市での

遺言書作成の
お手続き

各種相続の
お手続き

成年後見制度の
お手続き



当事務所の特色

1

相談経験豊富な
専門家がサポート

2

初回相談を
無料で対応

3

ご自宅等への
出張対応も可能

司法書士 山田康太法務事務所
行政書士

住所 〒414-0044 静岡県伊東市川奈1216-30

電話番号 0557-48-7370

営業時間 9:00~18:00 (平日)

休業日 土日祝日
※事前予約で土日祝・夜間も対応可

E-mail info@houmu-yamada.com

伊豆急線川奈駅より徒歩1分



電話番号 0557-48-7370

営業時間 平日 9:00~18:00

ご親族様の訃報に際し、お悔やみ申し上げます

遺品整理

特殊清掃 消臭

あなたに代わって片付けます

家財整理・片付け



かんどうサービス。®

0120-35-9930

本社/静岡県伊東市岡1384-43

事務所倉庫/伊東市荻

古物商許可 静岡県公安委員会 第9105A000028号

HP : <https://www.kando-service.com/>



ご葬儀のあと、故人様の遺した家財や物品を片付ける「遺品整理」はいずれ、必要となります。

ご遺族が高齢、遠隔地にお住まい、人手不足、時間が無い、大型の家具、複雑な物がある、気持ちがついていかない、事故物件の扱いで自分達では難しい…等、さまざまな理由からご遺族様だけで対応するのが難しいケースが多くみられています。

そんな場合には、地元の先駆的専門業者、豊富な実績の、**かんどうサービス**にご相談ください。

「探し物」「中古品買取」「女性スタッフ作業」等、ご要望をお申しつけください。

見積訪問もちろん無料

地元企業

女性スタッフ 対応可

ご遺族様立会不要

豊富な 実績・経験

中古品買取・探し物



お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！

後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方
- ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場
- ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます！

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



電話で
資料請求

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間:9時~16時(年中無休)

24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック

検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書

東証プライム上場 証券コード:6184

〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

<https://www.kamakura-net.co.jp/>

広告掲載に関するお問合せ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

相続のお手続きは 私たちにお任せください。

戸籍等の書類収集・不動産の名義変更・預金の解約手続き

遺産分割協議書の作成・相続放棄・遺言書や生前対策など

複雑で面倒なお手続きは
相続のスペシャリストがあなたをしっかりサポート!



相続は十人十色。じっくりとお話を伺います。

相続専門

ご自宅での
出張相談
無料

初回相談
無料

相続登記が義務化されました。不動産の名義変更はお早めに!

— 司法書士4名 行政書士2名 事務スタッフ16名で対応 —

司法書士法人 おさだ

完全予約制

無料相談予約

TEL **0557-48-7620**

本店
伊豆高原支店
熱海支店

東伊豆町稻取667-1
伊東市八幡野1140-9
熱海市中央町4-15

国道沿いカインズ近く
熱海市役所立体駐車場向かい

HP



静岡第18-00037号

相続と終活、こんな心配事はありませんか？

相続手続き、何も手をつけられていません

家族がもめないきちんとした遺言書を書きたい…

山林や別荘、実家…売れない、貸せない不動産をどうにかしたい

安心して親を任せられる介護施設が見つからない…

実家のお墓を墓じまいしたい…

そのお悩み、オンラインでワンストップ解決！

相談は無料

最適な専門家を紹介

何度でも相談OK

スマホで相談可能*

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！

通話
無料

0120-948-644

Webで
申し込む



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）

*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。

発 行 伊東市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年12月